

合計の9割を占めています。これは高過ぎる国保税が原因ではないでしょうか。地方の経済は全然よくなり、反対に社会保障の切り下げなどで市民の所得はさらに減っています。そこへ、ガソリン、電気料金、食料品など生活必需品が値上げされております。国保税は平成23年度から平均17%も引き上げられています。市民は高過ぎる国保税に悲鳴を上げています。そのためにも一般会計からの繰り入れで引き下げを行うべきです。

以上のことがこの決算には反映されておりません。よって、認第1号 平成24年度長井市歳入歳出決算認定に反対いたします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これより採決いたします。

認第1号について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成24年度長井市水道事業会計決算認定について及び日程第3、議案第58号 平成24年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、認第2号 平成24年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第58号 平成24年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての1件について、決算特別委員長の報告は、原案可決であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。よって、議案第58号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

総務常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

我妻 昇委員長。

(我妻 昇総務常任委員長登壇)

○我妻 昇総務常任委員長 おはようございます。平成25年第6回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案1件、請願2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月11日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第62号 長井市地域経済活性化基金条例の設定について申し上げます。

本案は、地域経済活性化等のため交付される地域の元気臨時交付金を活用し、地域経済の活性化等に資する事業を推進するため、提案されたものであります。

審査に当たり、財政課長からは、地域の元気臨時交付金は、今年1月11日に閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環として創設されたものである。1次分として3億2,718万2,000円が内示され、今後、2次分交付

限度額が内示され次第、全体の実施計画を作成する。地域の元気臨時交付金について、既に予算計上済みの事業を除き、平成26年度末までの地方単独事業に充てるため基金を設置するものであるとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、2次分内示額はどの程度想定しているかとの質疑がなされ、財政課長からは、現在、地方負担額調べの照会中であるが、1億円以上は内示されるのではないかと想定しているとの答弁を受けたところであり

ます。また、委員からは、元気臨時交付金は、政府が狙いとする地域経済に寄与できるとは思えないが、どう考えているかとの質疑がなされ、財政課長からは、地域の臨時交付金は、昨年度末の国の補正予算を受けて地方が実施した事業の地方負担額に応じて交付される。必要な経済対策や、これまで実施できなかった単独事業を実施すれば、ある程度役に立つ制度でないかと考えているとの答弁を受けたところであり

ます。さらに、委員からは、行政にとって大変都合のいい補助金だと思うが、本来の地域経済が全体的に底上げするような事業の取り組みではない。全体経済としてよくなってきたというものが感じられない。実体経済をよくわかっている地方から、こういう事業をしてほしいという声を上げていく制度ではないのかとの質疑がなされ、財政課長からは、この制度は国から示されたものを地方で活用するものであるが、今までどうしてもできなかった懸案事項や緊急事業にぜひ有効に活用したいと考えているとの答弁を受けたところであり

ます。また、委員からは、交付対象事業は、国庫補助事業で法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限るとあるが、具体的にどうということかとの質疑がなされ、財政課長からは、例えば学校の施設整備は、法令による補助負担割合が規定されている国庫補助事業なので、この

元気臨時交付金は充てられないとの答弁を受けたところであり

ます。採決の結果、議案第62号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書についてご説明申し上げます。

本請願は、長井民主商工会、佐竹典明氏より提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、多くの国民は景気回復を実感しておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあり、地域経済の疲弊も甚だしく、失業率は目に見える改善もなく、中小企業の倒産、閉店に歯どめがかかっている。住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な大打撃を与える消費税増税の中止を求める意見書を政府に提出するよう求めるものであります。

質疑に入り、委員からは、増税による市への影響はどうかとの質疑がなされ、財政課長からは、税率の引き上げによる消費の低迷がないことを前提にすれば、歳出は税率が8%で3%引き上げになると、2億2,000万円の予算増、税率が10%で5%引き上げになると、3億7,000万円ほどの予算増を見ている。一方で歳入は、地方消費税交付金の増収分は、3%引き上げの場合は1億9,000万円、5%引き上げの場合は3億3,000万円と試算しているとの答弁を受けたところであり

ます。また、委員からは、地域経済は依然として低迷している。市内企業が撤退されたことによる影響はどうかとの質疑がなされ、税務課長からは、市民税などは翌年度の課税になるので、まだ影響は少ないと思われるが、撤退の影響は大きいと思っ

ているとの答弁を受けたところであり

期ではなく、永久に増税をしないという意味なのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、ずっと増税をしないでほしいと思っているが、この請願は、来年4月の増税はしないでほしいという意味であるとの答弁を受けたところでありませぬ。

また、委員からは、消費税の目的についてどう理解しているかとの質疑がなされ、財政課長からは、消費税制度は、国の安定的な財源を確保するために導入されたものと理解している。今回の消費増税は、社会保障の財源の安定的な確保と財政健全化を同時に達成するためと理解しているとの答弁を受けたところでありませぬ。

討論に入り、委員からは、先進国の中で日本の消費税は一番低く、世論も、やむなしという声半数を超えている。年々増加する社会保障費や国の借金をこれ以上、我々の子供や孫に送るべきではない。財政規律を正し、財政再建をしていく国のあり方が今問われている。よって、今の段階では、この請願に反対するとの意見が出されたところでありませぬ。

また、委員からは、税金の使い道を正さず、財政が苦しいから増税を上げるという全く短絡的な政策では国の将来はない。景気が上がれば増税になり、国の収入も補われる可能性が出てくる。経済が好転していると言われるが、給料は上がっておらず、一部の人に重くのしかかる消費税の増税について反対する立場なので、今回の請願は賛成するとの意見が出されたところでありませぬ。

また、委員からは、消費税は上げていかなければならないが、その時期が今なのかということが大きな問題である。政府の経済対策の概要、中身が明らかになっておらず、地方の経済が低迷しているときに消費増税はやるべきではない。よって、この請願には賛成するとの意見が出されたところでありませぬ。

採決の結果、本請願は、賛成少数で不採択す

べきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 新聞への消費税軽減税率適用を目指し、政府への意見書提出についてを説明いたします。

本請願は、山形新聞長井専売所、信太武彦氏より提出されたものでありませぬ。

本請願の趣旨とするところは、新聞は、民主主義を支え、国民の政治的、社会的関心を喚起するものであり、来年4月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増し、新聞の購読を中止する家庭がふえれば、国民の知的レベルや社会への関心が低下するおそれがある。多くの国では品目別の複数税率が導入されており、先進国では、以前より新聞、書籍等に軽減税率を適用している。よって、複数税率の導入、新聞への軽減税率適用を求める意見書を国及び政府関係機関に提出するよう求めるものでありませぬ。

質疑に入り、委員からは、請願の趣旨から全国的な動きが読み取れるが、動向はどうかとの質疑がなされ、紹介議員からは、地方紙、全国紙があるが、細かいところまで承知していない。あくまでも長井専売所の要望と理解しているとの答弁を受けたところでありませぬ。

また、委員からは、今現在、軽減税率を適用しているものはあるかとの質疑がなされ、税務課長からは、現段階ではないと思うとの答弁を受けたところでありませぬ。

また、委員からは、消費税が8%になれば、新聞は7%か6%にしてほしいという理解でよいかとの質疑がなされ、紹介議員からは、税率について承知していないが、個人的な意見として、税率アップ分は据え置くのが一般的な考えでないかとの答弁を受けたところでありませぬ。

討論に入り、委員からは、国民生活にさまざまな影響を与える消費増税そのものに反対する立場であり、軽減税率の対応については、さまざまな国民生活を点検して見守っていく必要

があり、新聞だけを軽減することの請願には反対するとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、新聞の果たす社会的役割は大きく、国民生活に欠かせないものであり、国民の大きな力になっている。新聞に軽減税率適用を求めるこの請願に賛成するとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本請願は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で、総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第62号 長井市地域経済活性化基金条例の設定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第62号について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。よって、議案第62号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 日本共産党の今泉春江で

ございます。私は、請願第3号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出についての請願に採択の賛成意見を述べます。

まず、申し上げたいのは、消費税が強い逆進性を伴う庶民泣かせの最悪の不公平税制だということです。近代社会の税制は、負担能力に応じて税負担を行うという応能負担が大原則です。消費税は、この大原則に反する税制であり、否定されるべき税制であります。

第2に申し上げたいのは、今、増税すれば国民の暮らしは成り立たなくなるという点です。政府は、4月から6月のGDP国内総生産がふえていると言いますが、公共事業の増加などによる一時的なもので、全体の6割を占める肝心の個人消費は下方修正されています。それもそのはずです。厚生労働省の7月の調査では、労働者の基本給は前年同月比で0.4%減の24万2,205円となり、14カ月連続の減少です。大体国民所得は1997年をピークに減り続け、労働者の平均賃金は70万円も減少しています。しかも生活必需品の価格は上がる一方です。

ここに消費税の増税が来たらどうなるのでしょうか。政府の試算でも、消費税が10%になった場合、年収500万円の4人世帯で年間11万5,000円負担がふえるとしています。さらに、年金、医療の社会保険料や住民税の年少扶養控除廃止などを加えると、33万8,000円の負担増になると試算しています。これでは1カ月分の給料がカットされるということで、暮らしへの打撃は甚大です。

さらに、中小零細企業はどうでしょうか。10%になったら70%の業者が転嫁できないと言っています。転嫁できなければ自腹を切ることになります。また、帝国データバンクの最近の調査は、消費税が引き上げられた場合、小売業の80.5%が業績に悪影響を及ぼすと報じています。消費税増税は中小企業者に死活の打撃になることは明らかです。この結果、長井の経済も

深刻な影響を受けることとなります。2012年度で長井市民の納めた消費税の1%、2億7,737万円が地方消費税として市に交付されましたが、5%増税されれば、その5倍の14億円近い消費税が新たな市民の負担になります。これでは長井市の1年分の米の売り上げ、約19億円の74%が消費税で吹っ飛んでしまうということになります。

しかし、予測できない影響はもっと大きいと思います。これだけでも長井市の経済は重大な打撃です。これにTPPによる被害が押し寄せたら、長井の経済は成り立っていかないのではないかと心配されます。

さらに、消費税は社会保障のためと言ってきました。1989年に消費税が導入されてから25年、国民が払った消費税は264兆円です。しかし、これだけ負担しても、社会保障はよくなるどころか、ますます悪くなる一方です。実は同じ期間に法人税が246億円も減っています。消費税は福祉のためでなく、大企業への減税の穴埋めに使われてきたと言うべきで、消費税の使途が大問題です。消費税増税は、国の財政再建のためにも必要という声があります。しかし、1997年に消費税を3%から5%に上げた際には、消費税の増収分は5兆円でした。しかし、景気の悪化と大企業・大資産家減税などで3年目には11兆4,000億円も税収が減りました。さらに、景気対策の大型開発に借金をふやし、財政危機を加速させました。消費税を上げると、財政をよくするどころか、もっと悪くします。

では、社会保障も財政再建も消費税がなければできないのでしょうか。そうではありません。不要不急の大型公共事業や無駄をなくし、大企業や富裕層に対する優遇税制を改め、応能負担の原則に基づく税制を確立し、国民の所得をふやすようにすれば、消費税に頼らないで社会保障の再生と充実、経済と財政を立て直すことができます。

この請願の趣旨は、消費税を否定したのではなく、増税を中止してもらいたいというものです。今、各種の世論調査は、4月からの実施賛成はほぼ20%、反対は80%に上っています。この大きな声に耳を傾けなければなりません。

以上を申し上げ、この請願の採択に賛成いたします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第3号について、総務委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○小関勝助議長 起立少数であります。よって、請願第3号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、請願第5号 新聞への消費税軽減税率適用を目指し、政府への意見書提出についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 共産党の今泉春江でございます。請願第5号 新聞への消費税軽減税率適用を目指し、政府への意見書提出を求める請願に不採択の意見を述べます。

第1に、この請願は、消費税増税を前提にして新聞への軽減税率を求めたものです。私は、先ほど消費税増税がいかにも有害であることを明らかにし、中止請願の採択に賛成しました。その立場から、消費税増税を認めるこの請願には賛成できません。

確かに、言論の自由を侵害する新聞等への増税には反対です。私は、そのためにも消費税増税そのものに反対するのが筋ではないかと思えます。増税を許せば、新聞に軽減税率が適用に

なっても、暮らしや営業が圧迫され、新聞を購読する余裕がなくなり、また、安くて便利な携帯電話、インターネットなどの普及による影響もあって、減紙を誘発することにもなるのではないかと懸念されます。この点からも、軽減税率を求めるのではなく、増税そのものに反対することが請願者の趣旨がかえって生かされると考え、不採択の意見といたします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第5号について、総務委員長の報告は、採択であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。よって、請願第5号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆厚生常任委員長登壇)

○安部 隆厚生常任委員長 おはようございます。平成25年第6回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案5件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第61号 長井市子ども・子育て会議条例の設定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法第77条第1項

の規定に基づき、長井市子ども・子育て会議を設置するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、この条例案には、子ども・子育て会議の設置や組織などについては整理されているが、役割や目的については明確に示されていない。子ども・子育て支援法とこの条例はどう関連しているかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、条例の第1条に、「子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として長井市子ども・子育て会議を置く」と規定している。また、子ども・子育て支援法第77条の第1項において、「市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」との規定がされており、子ども・子育て会議で審査あるいは意見を伺う内容として大きく4項目ほど示されている。具体的には、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聞かなければならないこと。また、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設の実施状況について調査審議することなど子ども・子育て支援法に明確に役割が示されているため、条例には盛り込んでいないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、子ども・子育て支援法第3条に市町村の責務として、子供の健やかな成長のために適切な環境をひとしく確保するとあるが、具体的にはどういったことかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、1つは、子育てと仕事の両立が図れるようなサービスあるいは施策だと考えている。また、子育てという視点から見れば、子供が健やかにたくましく感性豊かに成長できるような施策について、総合的に市町村で支援をしていくというように捉えているとの答弁を受けたところであります。